[記入上の注意]

- ・「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、 両方の障害を併せもつ場合には、それぞれについて記載すること。
- ・1~3の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の□に✔印を入れ、 必要事項を記述すること。
- ・暗害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能をもち、永久的に浩

設されるものに限る。				
1. ぼうこう機能障害				
□ 尿路変向(更)のストマ (1)種類・術式	(2)ストマにおける排尿処理の状態			
 ① 種類 □ 腎瘻 □ 尿管瘻 □ ほうこう瘻 □ 回腸(結腸)導管 □ その他[□ 	○ 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について□ 有(理由)□ 軽快の見込みのないストマ周辺の			
② 析式:③ 手術日:(ストマ及びびらんの部位等を図示)	皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示) □ ストマの変形 □ 不適切な造設箇所			
□ 高度の排尿機能障害				
(1)原因 □ 神経障害 □ 先天性:[(2) 排尿機能障害の状態・対応 □ カテーテルの常時留置 □ 自己導尿の常時施行			
□ 直腸の手術	□ 完全尿失禁□ その他			
 ・ 術式: [

2. 直腸機能障害	
□ 腸管のストマ (1)種類・術式	(2) ストマにおける排便処理の状態
① 種類 □ 空腸・回腸ストマ □ 上行・横行結腸ストマ □ 下行・S状結腸ストマ □ その他[] ② 術式: [] ③ 手術日: [年 月 日] x	 ○ 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について □ 有 (理由) □ 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示) □ ストマの変形 □ 不適切な造設箇所 □ 無
(ストマ及びびらんの部位等を図示)	
□治癒困難な腸瘻	
(1)原因 (1)原因 (①放射線障害□疾患名:[□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	 (3) 腸瘻からの腸内容のもれの状態 □ 大部分 □ 一部分 (4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態
□ 疾患名: [] (2) 瘻孔の数: [個]	(4) 腐襲におりる腸内容の排泄処理の状態 □ 軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)
*	こ その他()
(腸瘻及びびらんの部位等を図示)	

□ 高度の排便機能障害				
(1)原因	(2) 排便機能障害の状態・対応			
□ 先天性疾患に起因する神経障害	□ 完全便失禁			
[]				
(例:二分脊椎等)	□ 軽快の見込みのない証明周辺の皮膚の著し			
	いびらんがある			
□その他				
□ 先天性鎖肛に対する肛門形成術	□ 週に2回以上の定期的な用手摘便が必要			
手術日: [年 月 日]				
□ 小腸肛門吻合術	□ その他			
手術日: [年 月 日]				
	J			
 3. 障害程度の等級				
10. 库台住及《分子版				
(1級に該当する障害)				
□ 腸管のストマに尿路変向(更)の2	ストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにお			
いて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの				
	トマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高			
度の排尿機能障害があるもの				
□ 尿路変向(更)のストマに治癒困難	離な腸瘻を併せもち、かつ、ストマにおける排尿 こおける腸内容の排泄処理が著しく困難な状態が			
	こおける腸内容の排泄処理が著しく困難な状態が			
あるもの				
□ 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状				
態及び高度の排便機能障害があるもの				
	場瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状			
態及び高度の排尿機能障害があるも	50)			
(9年)大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大				
(3級に該当する障害)	71-71-41-4-01-0			
□ 腸管のストマに尿路変向(更)の□ 腸管のストマなれた。かつ、スト	ストマを併せもつもの トマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高			
	トイにわりる俳便処理が者しく困難な仏態又は問			
■ 度の排尿機能障害があるもの □ 尿路変向(更)のストマに治癒困難	^{ろう} 雑か 思慮 を併せるのもの			
態又は高度の排便機能障害があるもの □ 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状				
は又は高度の排尿機能障害があるもの がする場合の は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、				
膨又は高度の排尿機能障害があるもの□ 高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの				
 (4級に該当する障害)				
□ 腸管又は尿路変向(更)のストマをもつもの				
□ 治癒困難な腸瘻があるもの				
□ 高度の排尿機能障害又は高度な抗	非便機能障害があるもの			